

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(衆第八

号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定する。

二、中央防災会議は、推進地域の指定があつたときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画を作成する。

三、指定行政機関の長、指定公共機関、地方防災会議等は、推進地域の指定があつたときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、防災業務計画、地域防災計画等において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め

る。

四、推進地域内において津波に係る地震防災対策を講ずべき者で、不特定多数の者が出入りする施設、鉄道事業等を管理、運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成し、都道府県知事に届け出る。

五、国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努める。

六、国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に努める。また、積雪寒冷地域における当該施設等の整備に当たっては、交通、通信その他地震防災上必要な機能の確保に配慮する。

七、国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をする。

八、この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。